

主要施策の論点について（IT）

平成26年10月24日

産業競争力会議実行実現点検会合（IT）

副主査 三木谷浩史

本ペーパーはIT担当副主査責任の下、メンバー民間議員の意見を照会の上、とりまとめたものである。

0. はじめに

「ネット意識革命宣言～変革の原動力としてのITコミュニケーション～」はIT総合戦略本部ITコミュニケーション活用促進戦略会議での提言であるが、ここに示されているように、課題先進国の我が国においては、ITコミュニケーションを活用した非連続な変革（イノベーション）を促すことが、全要素生産性の向上を通じた経済成長につながる。我々は今、時代そのものが非連続な変化の只中にいるという時代認識を持つことが重要である。

日々進化する技術は変化そのものである。人間は本能的に変化に躊躇し安定を求め、制度を構築するが、時として特定の利益団体を生み、広く国民がイノベーションの恩恵を享受できない事態を招き、我が国の生産性向上を阻害する。ITが無かった時代の制度を基準にしてIT利活用を定義するのではなく、ITのメリットを最大限に活かすという理念に基づき制度設計をするという、従来の枠から一步踏み出した覚悟が必要である。少なくともITにのみ負荷がかかることが無いようにイコルフティングを図るべきである。

まずは他国の先進事例を学び、政府自らが積極的にIT化を推進すべきである。他国の取組みが必ずしも十分な成果を出すに至っていないケースもあるが、時期尚早と検討を封印することは、技術革新が日進月歩のもとでは致命的な遅れにもつながる。「日本再興戦略」改訂2014中、「情報化の進展は人々の生活を一変させただけでなく、仕事の仕方から産業の在り方、さらには国家運営の在り方まで一変させる可能性を秘めている。（中略）世界の現状を虚心坦懐に学び、我が国が取り組むべき施策を深掘し、スピード感を持って進めていく必要がある」とあるが、正鵠を得ている。

1. パーソナルデータ（PD）とマイナンバーについて

PDについては来年の通常国会にて個人情報保護法の改正を目指しているものの、ややもするとその改正には、消費者保護に対する過度の誘引が生じがちである。過度の消費者保護への配慮は企業活動の萎縮につながりかねないことに留意し、利活用と保護とのバランスに配慮すべきである。個人情報は大目線で捉えれば国家的財産である。その財産を過度に保護し死蔵させるのか、利活用によって価値の増大をさせるのかは、法の枠組み次第で

ある。

マイナンバーについては、国税を投じて制度を整備する以上、単に税と社会保障制度での活用に留まることなく、民間での活用を含め広く利用できるように、利用用途の拡大を図るべきである。更に、今後の社会保障費増大に関連し、医療分野を含め、限られた国費のなかでマイナンバーを活用することで、コストコンシャスな国家運営ができるような体制を整備すべきである。

2. 対面書面原則の撤廃に向けて

PD 並びにマイナンバーの整備は、行政コストの削減に大いに貢献し、生産性の向上に寄与すると思われるが、生産性の向上のみならず社会体制の大きな変革期に呼応するには、一層の IT 化が必要である。地方創生のためにも IT を積極的に活用することが必要である。まず、政府自らが、“デフォルト IT”へ大きく舵を切り、政府内業務のペーパーレス化等の電子化をすすめるなど、政府運営そのものが IT ベースとなる必要がある。しかしながら、現状は IT が無かった時代の前提であった対面原則・書面原則が引き続き、陰に陽に我が国の制度を縛っている（遠隔教育における制約、不動産取引における対面要請、IT での取扱いを禁止している処方箋等）。IT のメリットを最大限に活かすという理念に基づき制度の再設計を行う必要がある。

1) マイガバメントの整備—書面原則撤廃へ

書面原則の本源的理由は、「本人確認、原本性確保、消費者保護」のいずれかであり、IT でこれを代替できるのであれば、書面原則は不要となる。現在、マイガバメントの整備が進められているが、その中核を担うのがいわゆる「マイポータル」と「電子私書箱」である。特に、電子私書箱は官民が連携した国民サービスの基盤となるものであり、ワンストップサービスの実装等、その制度設計がマイガバメントの成否を決めると言っても過言ではない。その際に留意すべきことは、電子私書箱に届けられたデータの取扱いである。従来の Web メールと同様では意味がなく、「本人確認、原本性確保、消費者保護」を法的に担保することで、書面原則の撤廃へと繋げていかなければならない。ドイツやデンマークの事例を参考に、電子私書箱に届けられたデータの効力を法的に規定することを検討すべきである。また、電子私書箱が書面に代替し民間利用が促されるためには、必要に応じた個人認証の仕組みが必要である。公的個人認証サービスも含め、フィージビリティの向上に向けた体制整備が必要である。

2) IT コミュニケーション指針の策定

対面原則の根幹は本人確認であるが、マイナンバーの実装等、電子政府の実現により、電子的に代替しうる事象は大きく広がる。悉皆調査の上、IT コミュニケーションを推進する指針の策定並びに、同指針に基づき既存の制度の見直しを促すべきである。

3) 法令等による対面書面原則の再検討

e-文書法、IT書面一括化法、行政手続オンライン化法などで、デジタル化を認めているもののうち、その細則が省令以下で定義されているものについて、その細目が明確でないために、デジタル化がすすまない一因とも考えられる。統一のフォーマットの策定、保存・交付等の手続きの細目を示すガイドラン等、一層の取組みが必要である。また、規制改革会議、IT戦略本部等で議論されている案件を含め、対面原則・書面交付原則の足かせがあることが示されている案件についてその撤廃に向けて改革を推進すべきである。

以上の各施策を統合パッケージにし、ネットとリアルのイコールフットイングを図るための、法整備を含む着実な改革を推進すべきである。

3. インターネットアウトバーン構想及び競争政策の遂行

1) インターネットアウトバーン構想

インターネットアウトバーン構想の本旨は、「圧倒的に速く、圧倒的に安い」インターネット利用基盤を作ることで、新規産業の創発や様々な産業の生産性向上に寄与し、競争優位を確立せんとするものである。通信コストが下がった結果、様々な産業が生まれた。また、その結果、インハウスでデータを保持する必要が無くなったことで、クラウド化の進展を促しクラウド化はデータ管理コストを劇的に下げ、ビッグデータ時代をもたらした。そして、ビジネスセンスに長ける企業はこうしたデータを活用して、競争の優位性を確立し、今後は、医療・健康分野の一層の活用促進により、広く国民の厚生向上に寄与することが期待される。「圧倒的に速く、圧倒的に安い」インターネット利用基盤を作ることに、ゴールはない。

2) 無線通信ネットワークの競争政策の推進

我が国は有線ネットワークは世界に先駆けて光化を実装することで世界最高水準を達成したが、無線ネットワークについては、まだまだ改善の余地があるのではないかと。廉価・高速の通信ネットワークが固定網に限定されては、そのメリットを最大限引き出すことは出来ない。人間は常に移動しており、ラストワンマイルのブロードバンド無線ネットワークの整備が大切である。現在は、その多くを携帯電話事業会社が担っているが、他国に比して劣後する料金・サービスレベルではないものの、他国に対して競争優位を確立するような「圧倒的に速く、圧倒的に安い」サービスレベルとは言い難く、旁、2年契約縛りなど利用者側の自由度を制限する慣行など、検討課題は山積している。

また、公衆無線LAN(WiFi)ネットワークについては、安定性等の品質において課題は残すものの、大容量通信を可能とし4Gネットワークとは異なった使い方が可能である。機械間通信(M2M)などを活用して、介護等のサービス分野におけるIT活用を図ったり、バルセロナ市のように都市再生の切り札としてITを活用したりするには、Wi

F i ネットワークの積極的活用が有効である。政府の一層の積極的取組みが求められる。

4. サイバーセキュリティとナショナルセキュリティ

データは財産である。各種アプリを通じて、ユーザーの知らないうちにアプリ事業者にデータが蓄積され、しかも我が国の公権力が及ばない国の事業者である場合、我が国のデータ財産は事実上詐取されたとも言える。セキュリティ上リスクが高いことへの国民の感応度を上げていくべきである。

サイバーセキュリティとナショナルセキュリティは一体である。データが無意識に外へ漏れ、蓄積され、国家安全保障上のリスクに晒されないようにするサイバーセキュリティは、外からの攻撃に対するサイバーセキュリティと同様に重要である。そもそも安全が担保されない国に成長はない。サイバーセキュリティ基本法の制定がすすめられていることは前進であるが、基本戦略に留まっている感は否めない。実務者レベルの対応策の立案を早急に着手するとともに、インターネットをビジネス上利用する企業については、米国 S E C の企業財務部門開示ガイダンスのように、リスクファクターの開示を求めることで、サイバーセキュリティに対する感応度を上げることを促す措置等が必要ではないか。また、データが無意識に外へ漏れ、蓄積される現状を放置してよいのか、検討すべきである。

5. I T 分野における国際競争力の強化 海外事業者とのイコールフットリング

I T 分野、就中、I T サービス分野においては、所謂プラットフォーム事業者群が高い国際競争力を背景に海外市場に進出している一方、我が国の事業者が国際競争力の強化に苦戦しているのはなぜか。これをしっかり分析しないと、我が国事業者の国際競争力が無い限り、海外事業者に国民の情報が集約され、独占されてしまう。また、日本国内においては、規制・制度にかかる海外事業者とのイコールフットリングについて確立を図るべきである。規制・制度は基本的にはオープンにすべきであるが、我が国国内法に照らして、我が国事業者のみが競争上、不利益が被ることがないように検討すべきである。

以上